

令和3年度の個人住民税から

未婚のひとり親に 対する税制が 見直されました!



合計所得金額が、**135万円以下**は
個人住民税が、
かかりません

ひとり親控除
として**30万円**
控除されます

全てのひとり親家庭に対して公平な税制を実現する観点から、「婚姻歴の有無による不公平」と「男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平」を同時に解消するため、次のとおり未婚のひとり親に対する税制が見直され、令和3年度以降の個人住民税より適用されます。

●未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直し

本人が女性	配偶関係		死別		離別		未婚のひとり親
	本人所得	~500万円	500万円~	~500万円	500万円~	~500万円	~500万円
扶養親族	有	子	30	-	30	-	30
	有	子以外	26	-	26	-	-
	無		26	-	-	-	-

本人が男性	配偶関係		死別		離別		未婚のひとり親
	本人所得	~500万円	500万円~	~500万円	500万円~	~500万円	~500万円
扶養親族	有	子	30	-	30	-	30
	有	子以外	-	-	-	-	-
	無		-	-	-	-	-

①ひとり親

婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子ども（前年の総所得金額等が48万円以下）がいるひとり親について、「ひとり親控除」（控除額30万円）が適用されます。

②寡婦

①ひとり親以外の寡婦については、引き続き控除額26万円を適用することとし、子以外の扶養親族がいる寡婦についても所得制限（前年の合計所得金額500万円以下）が設定されます。
※ひとり親控除、寡婦控除のいずれについても、住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がある方は適用されません。
※生計を一にする子の年齢に制限はありません。また、ひとり親・寡婦の対象年齢に上限はありません。

●個人住民税における人的非課税措置の見直し

上記の見直しに伴い、現行の寡婦、寡夫に対する個人住民税の人的非課税措置が見直され、ひとり親および寡婦が対象となります。

これにより、ひとり親および寡婦に該当する方で前年の合計所得金額が135万円以下の場合、個人住民税はかかりません。

問い合わせ 富田林市 課税課 市民税係 TEL: 0721-25-1000(内線 111,112,117)

FAX: 0721-20-2012 メール: kazei@city.tondabayashi.lg.jp

控除を受けるには…? 手続きの方法は裏面へ➡

ひとり親に対する税制上の措置を受けるには…？

(その1) お勤め先の会社の年末調整のときに扶養控除申告書に記入

左図にあるように、扶養控除申告書の「ひとり親」欄にチェック「✓」を入れ会社に提出することで、手続きが完了します。年末調整では、毎年「扶養控除申告書」に記入が必要となりますので、ご注意ください！

※左図の扶養控除申告書については、今後レイアウトなどの調整を行う場合があります。

(その2) 確定申告書に記入し税務署へ提出

右図のように、第1表には控除額を、第2表は、○囲みします。会社の年末調整での控除漏れやフリーランスの方は、確定申告で控除を受けてください。

また、令和3年度以降の控除漏れについては、5年間さかのぼりで還付を受けることができます。

(その3) 市・府民税申告書を市役所に提出

左図のように、市・府民税申告書の本人該当欄の「ひとり親」を○で囲めば手続きが完了します。税務署の確定申告が不要な方は市・府民税申告書を提出することで控除を受けることができます。

なお、確定申告と同様に令和3年度以降の控除漏れについては、5年間さかのぼりで控除を受けることができます。

詳しくは、市ウェブサイト課税課のページ「個人住民税における未婚のひとり親に対する税制が見直されました」に掲載していますので、ご覧ください。右図QRコードからアクセスできます。

